

長沼町舞鶴スポーツ公園条例新旧対照表

旧			新		
別表(第5条関係) 2 多目的グラウンド使用料			別表(第5条関係) 2 多目的グラウンド使用料		
使用区分	使用料(1時間)		使用区分	使用料(1時間)	
	全面使用	部分使用(1面)		全面使用	部分使用(1面)
午前8時から午後4時まで	820円	100円	午前8時から午後4時まで	830円	100円
午前5時から午前8時まで	980円	120円	午前5時から午前8時まで	1,000円	120円
午後4時から午後9時まで			午後4時から午後9時まで		
備考 部分使用において、1面とは全面の8分の1に区画した面とする。			備考 部分使用において、1面とは全面の8分の1に区画した面とする。		
3 宣伝啓発室使用料			3 宣伝啓発室使用料		
区分	使用料		区分	使用料	
月額	10,200円		月額	10,400円	
備考			備考		
1 電気・水道を使用する場合は、実費を徴収するものとする。			1 電気・水道を使用する場合は、実費を徴収するものとする。		
2 1月未満の使用料については、日割計算とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。			2 1月未満の使用料については、日割計算とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。		